

## (8) 災害への備え

保育園における安全環境の整備は子どもが安全に保育園の生活を送ることの基本であり消防法や、児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条等に基づき適切に行わなければなりません。

様々な緊急時の対応マニュアルや避難訓練に関する計画等を作成し、災害の発生時には保育士等が協力して対応するための体制整備を図る必要があります。

また、保育園は、限られた数の職員で子どもたち全員の安全を確保しなければならないため、地域の関係機関と日常的に連携が図れるよう努めることが必要です。

1	災害時の食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄している。	
2	消防計画や地域の避難場所などを保育士等に周知し、定期的に避難訓練や消火訓練を行っている。	
3	防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行っている。	
4	様々な災害を想定し、緊急時の具体的対応や役割分担などのマニュアルが作成されており、定期的に訓練を行っている。	
5	災害時の保育体制、保護者との連絡体制および円滑な引き渡し方法が確立されており、保護者や職員に周知している。	
6	大雨による河川の氾濫など、水害のリスクに備え、ハザードマップを活用して、必要な対策や避難場所・避難経路を確認し訓練している。	
7	災害時に連携や協力が図れるよう、日頃から地域の関係機関（自治会、近隣の商店街や企業等）との関係づくりに努めている。	

